宗像市渡船事業運営審議会の傍聴及び会議録に関する取扱要領

（目的）

第1条　この要領は、宗像市渡船事業運営審議会（以下「審議会」という。）の傍聴及び会議録について、その取扱を定めるものとする。

（審議会の傍聴）

第2条　審議会は公開とし、傍聴することができる。ただし、個人情報等に関する内容が含まれた議事の場合は、原則として傍聴することができない。

（傍聴の受付及び入室）

第3条　傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、会議開催時刻の30分前までに受付をしなければならない。また、5分前までに会議室へ入室しなければならない。

（入室の制限）

第4条　傍聴席は会議室に応じて決定し、満席になり次第傍聴の受付を終了する。

（遵守事項）

第5条　傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 大声を出したり、騒ぎ立てる等会議の進行を妨害しないこと。

(2) 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(4) 写真撮影、映像の録画又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合を除く。

(5) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにすること。

(6) 飲食又は喫煙をしないこと。

(7) 事務局職員の指示に従うこと。

（会議録の作成）

第6条　審議会の会議録は次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

(1) 会議の記録にあたっては、MD等電子媒体を利用し、会議終了後速やかに会議録を作成する。

(2) 会議録は、審議会における議事の内容を文書により記録する。

(3) 会議録は、発言者の発言ごとに当該発言の要点を記録する方法で作成する。

(4) 発言者は、委員については個人名を、事務局の職員については「事務局」と表記する。

(5) 作成した会議録は、各委員に配布し、確認を受けたうえで、会長があらかじめ指名した2人以上の委員が署名したのち、正式な会議録とする。

（会議録の公開）

第7条　会議録は、宗像市情報公開条例（平成15年条例第10号）の規定に基づき公開する。

平成22年7月29日施行